平成２９年（フ）第６７号
宮城県石巻市大街道東１丁目５番26号、前住所宮城県石巻市大街道東１丁目５番30号　昭栄アパート202号
破産者　高橋　泰敏（旧姓深田・高木）
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第５号
茨城県常陸太田市木崎一町681番地
破産者　野内　良浩
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１３４号
茨城県ひたちなか市大字堀口162番地１　アメニティヒルズ108号
破産者　岡田　光正
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２９０号
茨城県水戸市赤塚１丁目2053番地の１　ロイヤルプラザ水戸赤塚906号
破産者　尾崎　法子
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２６３８号
東京都大田区新蒲田１丁目15番５－301号、前住所東京都大田区東雪谷３丁目18番３号
破産者　尾上　広樹
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６３９号
東京都大田区新蒲田１丁目15番５－301号、前住所東京都大田区東雪谷３丁目18番３号
破産者　尾上　昭子
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７０６号
横浜市南区井土ケ谷下町30番地の１
破産者　高木　　賢
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７６３号
横浜市神奈川区白幡上町17番10号　コーポ小林102号
破産者　岩瀬　　隆
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８９１号
神奈川県茅ヶ崎市今宿1037番地１
破産者　水島　正美
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５９号
岐阜県各務原市蘇原沢上町２丁目27番地２（ファミーユＢ101）
破産者　松浦　和正
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３５３号
岐阜県羽島郡岐南町平成３丁目74番地
破産者　奥村　啓子
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第４０９号
静岡県浜松市中区高林３丁目６番22号　コーポエトワール西３号
破産者　堀池　正行
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４４６号
静岡県浜松市中区高丘西４丁目14番18号ハイツサンローズ205
破産者　中山いずみ
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３９号
京都府木津川市兜台６丁目10番地９　サンハイムＡ－101号、前住所京都府木津川市相楽城西93番地
破産者　木下千惠子
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２０５号
京都府宇治市小倉町南浦80番地の39、手続開始決定時の住民票上の住所京都府木津川市相楽古川２番地
破産者　木下　　茂
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５０７号
京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地３棟805号
破産者　濱﨑　弘樹（旧姓川野）
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５０８号
京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地３棟805号
破産者　濱﨑　弘子
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７８２号
京都府宇治市木幡西浦58番地　ベル・ヴィ西浦708号
破産者　泉　　敦之
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係